「バリアフリー改修をしたい」 という方に

「高齢者住宅改修助成事業」

高齢者の方が安心して生活を送ることができる「やさしい住まいづくり」に補助します。

- ■対象者 / 次の①または②に該当する方
- ① 65 歳以上の高齢者のいる世帯で住宅のバリアフリー改修をする方 ※介護保険の要介護および要支援認定者のいる世帯を除く
- ②丹波市人生80年いきいき住宅助成事業の申請後、非該当となった世帯
- ■要件/次の①~③のすべてに該当する住宅
- ①市内の事業者が施工するもの②高齢者の身体状況に応じたバリアフリー改修であ ること(手すり取り付け、段差解消等)③納付すべき市税等を納めていること
- ■補助金/対象工事費の10分の2 (最高20万円) ※同一住宅につき1回限り
- ■改修箇所ごとの限度額 / 浴室・洗面所 45 万円、トイレ 24 万円、 玄関 18 万円、廊下・階段 16 万円、居室 19 万円、台所 16 万円
- 問 介護保険課(春日庁舎内) ☎ 74 1049

「耐震診断を受けたい」 「耐震改修をしたい」という方に

「簡易耐震診断推進事業」「わが家の耐震改修促進事業(計画策定・耐震改修工事)」

簡易耐震診断、耐震改修計画策定、耐震改修工事を実施される方に補助し

- ■対象 / 木造戸建住宅を所有している方
- ■要件/次の①~④のすべてに該当する住宅
- ①昭和56年5月31日以前に着工された市内にある住宅 ※店舗併用住宅は、住宅用途の部分が延べ床面積の2分の1を超えるもの
- ②市内の事業者が耐震診断や計画策定、改修工事を実施する場合
- ③兵庫県の「わが家の耐震診断・耐震改修事業」の補助対象となったもの
- ④兵庫県住宅再建共済制度に加入している(加入する)場合
- ■補助金/簡易耐震診断…全額 耐震改修計画策定…計画策定費の6分の1または5万円のうち低い額 耐震改修工事…対象工事費の4分の1または30万円のうち低い額(所得制限あり) 問 都市住宅課(春日庁舎内) ☎ 74 - 2364

- 定住の促進と地域の活性化をめざします!

「地元産材で家を建てたい」 という方

「地元産材利用促進事業」

住宅への木材利用を推進し、地元産材の利用 拡大と林業・木材産業の活性化をめざして、 地元産材で新築等をする方に補助します。

- ■要件/次の①~③のすべてに該当する住宅 ①市内の木材を利用して木造住宅、倉庫、車 庫を新築または増・改築する場合②丹波市産 の木材と確認できる書類として「産地証明」 や「伐採届の適合通知(写)」などが提出で きる場合③市内の事業者が建築する場合
- ■補助金 / 丹波市産の木材の利用量に応じ た額(最高50万円まで)
- 問 農林整備課(春日庁舎内) ☎ 74 1707

「住宅リフォームをしたい」という方

「平成 26 年度丹波市元気アップ住宅 リフォーム助成事業」

⇒詳しくは、P 31 をご覧ください。

「市の分譲地を購入したい」 という方

「特定分譲地販売促進補助事業」

市が販売している応相寺宅地分譲団地(青垣牛 涯学習のむら)、優良田園住宅地(フォレスト神 楽)を購入し、住宅を建築する方に補助します。

- ■対象者 / 上記の分譲住宅地を購入する方
- ■要件/①平成23年4月1日から平成29 年3月31日までに分譲地を購入し、住宅を 建築する場合②市内の事業者が建築する場合 ③丹波市に定住すること
- ■補助金 / 建築工事費の 5 %または 50 万円 のうち低い額

問 都市住宅課(春日庁舎内) ☎ 74 - 2364

※耐震関連事業と高齢者住宅改修助成事業との併用はできますが、そのほかの制度との併用はで きません。※補助金は丹波市の予算の範囲内で交付されますが、複数回の利用はできません。

住宅の新築または新規購入に最大 100 万円を助成!

「2世帯同居をしたい」 「U・1ターンしたい」 「U・Iターン者に住宅を貸したい」 という方

「新いきいき定住促進住宅補助事業」

市内で新たに2世帯同居をしたい方、市内に 移住したい方、移住者に持家を貸そうとする 方が、住宅を新築または改修する場合や新規 購入する場合に補助します。

新本年度から、住宅を新築または新規購 入する場合に、中学生以下のお子さんがい る世帯に対して、補助金を上乗せし、最 大100万円の助成を実施します。

*新たに2世帯同居をしたい方

- ■対象者 / 現在別居していて、今後、新たに 2世帯同居をしようとする方
- ■補助金/①新築・新規購入…費用の5%ま たは20万円のうち低い額(中学生以下のお子 さんがいる世帯は50万円を加算)②改修…費 用の20%または20万円のうち低い額

* U・ I ターン者の方

- ■対象者 / 4月1日以降に転入した方のう ち、転入前2年以上ほかの市町村に居住し ていた方
- ■補助金/①新築・新規購入…費用の5% または50万円のうち低い額(中学生以下 のお子さんがいる世帯は50万円を加算) ②改修…費用の 20% または 20 万円のうち 低い額

*U・Iターン者に持ち家を貸す方

- ■対象者/U・Iターン者に持ち家を貸す方
- ■補助金/改修工事費の20%または20万円 のうち低い額
- (五) [新いきいき定住促進住宅補助事業 共通事項] ※新築・改修工事は、市内業者が行う場 合に限ります。
- ※この補助金は、平成26年4月1日以降 に「丹波市に転入(「2世帯同居をしたい 方」を除く) し、かつ工事等の契約を締 結する方」が対象です。

問 地域協働課 (氷上庁舎内) ☎ 82 - 2272